

2025年3月14日

各位

会社名 株式会社 Liberaware
代表者名 代表取締役 関 弘圭
(コード番号：218A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 市川 純也
(TEL 043-497-5740)

よくある質問と回答

日頃より、当社に関心をお寄せいただきありがとうございます。投資家様よりいただいたご質問のうち、特にご質問の多い、国家プロジェクトである SBIR 制度に関する研究開発費と補助金について、ご質問とその回答を下記の通り公表いたします。

なお、本開示は投資家様への情報発信の強化及びフェアディスクロージャーの観点から、今後も定期的
に実施させていただく予定です。時点のずれによって多少の齟齬が生じる可能性がありますが、最新の当
社方針に基づく 2025 年 3 月 14 日時点の回答内容を記載しております。また、SBIR 制度全般については関連す
る制度の内容によって異なるものであり、当社の回答は一般的なものを前提として回答しているため、実際
には回答と異なるケースが生じる可能性があります。

Q：SBIR 制度とはどのような制度か

A：SBIR 制度とは、Small Business Innovation Research の略で、スタートアップ等による研究開発を促進
し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度。同時に、
革新的な技術を社会実装していくことで、我が国が直面する様々な社会課題を解決に導くことも目的の 1 つと
している。内閣府を司令塔とした予算支出目標を設定、研究開発初期段階から政府調達・民生利用まで、各省
庁連携で一貫支援し、イノベーション促進、ユニコーン創出を目指す。

(参考) 内閣府 HP

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/sbirseido/sbirseido.html>

Q：SBIR 制度のうち、当社が採択されたものはどのようなプロジェクトか

A：SBIR 制度に関して当社が採択されたプロジェクトは以下の通り

SBIR 案件名	管轄・ 主導先	期間	内容
「安全・安心な公共交通等の実現 に向けた技術の開発・実証」分野 のテーマ「鉄道施設の維持管理の 効率化・省力化に資する技術開 発・実証」	国土交通省	2024 年 4 月～2028 年 3 月	鉄道環境に対応したドロー ンを用いた鉄道点検ソ リューションの構築を目標 とするプロジェクト 補助金の最大交付額 52 億円

「災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証」分野のテーマ「建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証」	国土交通省	2024年3月～2026年6月	建設現場の業務効率化を目的としたドローンを用いたDXソリューション開発プロジェクト 補助金の最大交付額4.7億円
「2024年度SBIR推進プログラム（連結型フェーズ1）」の「災害時に生き埋めになった生存者を迅速に捜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発」	経済産業省 及び警察庁	2024年10月～2025年3月	災害現場にて生き埋めになった生存者を捜索するドローン技術の開発プロジェクト

Q：SBIR制度のような国家プロジェクトに関する補助金の特徴はどういったものがあるか

A：国家プロジェクトに関する補助金は、研究開発、インフラ整備、環境対策、新技術導入などのプロジェクトに対して交付される。一般的には、プロジェクトに対して採択対象の企業が選定され、交付額が決定されたのち、プロジェクトが開始される。そして、プロジェクトの進行に応じて当該交付決定額の枠内で研究開発費等が支出され、その後、支出した研究開発費等に対して補助金の精算手続きを実施し、承認がなされた後に補助金が入金されることとなる。

したがって、通常、先行して研究開発費が支出され、その後に補助金の精算がなされるため、研究開発費の計上時点と補助金収入の計上時点にはタイムラグが生じることとなる。

なお、補助金の対象となる費用はプロジェクトごとに異なるが、一般的には以下のような経費が対象となる。

- ・人件費、試作費、材料費、外注費等研究開発費
- ・設備投資（機械、ソフトウェア購入費等）
- ・コンサルティング費用
- ・実証実験やテスト費用
- ・事務管理費（一定割合で計上可能な場合あり）

Q：SBIR制度に係る補助金の精算時期はいつか

A：SBIR制度に係る補助金の精算は、①国土交通省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程第13条に基づく実績報告を行い、②同規程第15条第1項に定める審査等により金額が確定され、③同第16条に基づく国土交通省による事前承認を得たうえでなされる。一般的に、①～③に係る期間は3ヶ月程度と見込まれる。

精算時期については、基本的には、4月～3月を1年として区切った年度ごとにその期間に使用した金額に対して精算を行うが、同規程第16条第1項に基づく概算払いが認められており、四半期ごと（4月～6月、7月～9月、10月～12月）に補助金精算のための申請をするタイミングがある。

Q：補助金対象となる研究開発費に季節性はあるか

A：研究開発費の季節性は、プロジェクトの計画や実施時期によって異なるが、一般的に、開発が完了する年度末（3月）や新規予算が確定する時期（4月～6月）には支出が増える傾向がある。そのため、対応する補助金収入も当該支出に係る精算手続きがなされる4月以降の時期に増える傾向がある。

Q：補助金を受領するのはどの企業か

A：補助金を受領するのは、プロジェクトの主たる実施者（代表企業）である。共同研究の場合は、コンソーシアムを組んだ企業や研究機関も一部受領する場合もある。

以上